

推薦書（改訂和文案）に関する主な指摘事項について

※2018年11月の委員照会、11月末開催の奄美・沖縄WG、IUCN 専門家による現地視察より得られた意見を記載した。
 ※細かな文言の修正等に関する指摘はこの表からは省略した。また、同時に紹介頂いた関連文献等はこの表では省略した。
 ※ページ番号は 資料2-2 世界遺産一覧表記載推薦書（改訂版：和訳案）見え消し版 のもの。

章・項目	ページ (見消し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
○本書で用いた用語について	i			
要旨	iii	<ul style="list-style-type: none"> ● クライテリア(x)の記述について ① 「大陸からの隔離等の地史に加え、過去の気候変動の歴史、亜熱帯の気候条件、黒潮や渡り鳥等による多様な分散史、生物地理区の移行地帯という地理的配置を反映して生物の多様性が高い。それは、維管束植物や昆虫類において顕著である。」という記述は、これらの要因だけで生物多様性が高いといえるのか。また、維管束植物や昆虫類の記述に、根拠としてうまくつながるのか。 ② 「その後、沖縄トラフや2つの深い海峡の形成に伴って大陸から分断され、海面変化で島嶼間の分離・結合を経る過程で、多くの進化系統に種分化と固有化が生じた。」は、大陸から離れたことと、島嶼が分かれていくことを分けて書いた方が読みやすい。 ③ 推薦地の説明を3～4行で行っている箇所がいくつかあるが、記述が多少異なっている。統一した記述にできないか。 (該当箇所) Pxxii の下から4行、Pxxiii の中段の3行、P128 の下から5～3行目、P131 の24～26行目 	土屋委員 星野委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 3.1.b 該当するクライテリアと併せて、より丁寧な書きぶりに修正しました。 ② 2.a.3.1. 地史の記述と整合をとり、「2つの海峡」→「3つの海峡」とし、文章を2つに分けて修正しました。その際、2つの事象が生じた年代を追記しました。 ③ 要旨及び第3章の資産の概要、該当するクライテリアにおいて、それぞれ統一的な記述に修正しました。
	x x iii	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体を通じた書きぶりについて ・「顕著な普遍的価値の宣言案」は、まとめとなるパラグラフを冒頭に持ってくるとよい。 	バスチャン氏	<ul style="list-style-type: none"> ・クライテリア(x)の記述においてより明確に対応しました。
1. 推薦地の範囲	1			
1.a. 国名	2			
1.b. 地域名	2			
1.c. 資産名	2			
1. d. 緯度経度(表)	2			
1. e. 推薦地及び緩衝地帯の範囲図	2	<ul style="list-style-type: none"> ● 地図の大きさ・縮尺について ・推薦地の範囲図、管理計画の主な対象範囲図は、凡例のスケールに図の大きさを統一してはどうか(奄美大島が他の3島に比べて縮小率が大きく、一見すると面積が小さい印象を受ける)。 	芝委員 宮本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦地の範囲図では、推薦区域等の形状が分かるよう、できる限り1島を1ページ一杯に表示し、琉球列島全体図を記載するとともに各図にスケールバーを付しているため、現状で問題無いと考えます。 ・4島が同縮尺の推薦区域図は、「要旨」及び付属資料に国土地理院1/5万地形図に表示・収録しています。
1. f. 推薦地及び緩衝地帯の面積	4			
2. 資産の内容	15			
2. a. 資産の内容	16			
2. a. 1. 推薦地の自然環境概要	16			
2. a. 1. 1. 地形・地質	16			
2. a. 1. 1. 1. 琉球列島の地形・地質	16			
2. a. 1. 1. 2. 推薦地を含む4島の地形・地質	18			
2. a. 1. 2. 気候	21	<ul style="list-style-type: none"> ● 推薦地間の気候の差について ・「推薦地の構成要素間における気候の差は大きくない」という記述があるが、他の段落では差があるように見えるため、事実だけの記述にする方がよい。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・当該記述を削除しました。
2. a. 1. 2. 1. 気温・降水量	22			

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
2. a. 1. 2. 2. 台風	24	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風の発生地と移動経路の図について ・ 2006年版なので、新しいものがあれば差し替えた方がよい。 	米田委員	・ 2008年のものに差し替えました。
2. a. 1. 3. 植生	26	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載されている植物について ・ サガリバナ(サガリバナ科)は、典型的な海岸植物ではなく、むしろマングローブ植物に含まれることもあるので、削除する 	横田委員	・ 削除しました。
2. a. 1. 3. 1. 推薦地の主な植生	26	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載されている植物について ・ サイゴクホングウシダ・ヒメタムラソウ群落は沖縄島北部～西表島にあるので、表現を変える。ケラマツツジ群落は奄美大島と沖縄島北部に有るので、表現を変える。ヒメヤマコナスビ(サクラソウ科)は、典型的な溪流植物とは言えないので、削除する方がよい。種数を保ちたいのであれば、コビトホラシノブ(科名は色々な意見があるので、推薦書の標記に準じて欲しい)を追加する。 	横田委員	・ サイゴクホングウシダ・ヒメタムラソウ群落は既に沖縄島北部と西表島で生息する旨が記載されているため、現行のままとします。ケラマツツジ群落については、ここは奄美大島の住用川上流及び中流域においての植生の説明のため、現行のままとします。ヒメヤマコナスビについては削除します。
2. a. 1. 3. 2. 推薦地を含む4地域の植生	30	<ul style="list-style-type: none"> ● 植生について ① 各島で何が違い、何が似ているか等補足があるとよい。 ② 沖縄島の石灰岩地の植生に関する記述は削除した方がよい。 ● 西表島の記述について ③ 「推薦地を含む4地域の中では最も自然性が高く・・・」の「自然性」という用語が漠然とした印象。「自然植生の面積が大きく・・・」または「島面積のうち自然植生が占める割合が高く・・・」など具体的な表現のほうがよい。 	バスチャン氏 宮本委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 推薦地の構成要素ごとの生物相の特徴を追記しました。 ② 石灰岩地の植生も重要である旨を示すため、記述は残し、構成要素に含まれているかどうかを明確になるよう修文しました。 ③ ご指摘を踏まえて修文しました。
2. a. 2. 生物相	37	<ul style="list-style-type: none"> ● 推薦地の生物地理区分等について ① 生物地理区分の話は(比較分析から)2章へ移し、「推薦地の生物地理区分については議論があるが、中琉球・南琉球は北琉球等とは違う特徴がある」ことを説明してはどうか。 ● 用語の定義について ② 姉妹群、幹群、種群などの定義を確認すること。 	バスチャン氏 土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ① (1)生物地理区分の境界は提唱者や分類群で見解が異なること、(2)中・南琉球は2つの大きな生物地理区分の間に位置し、地理的移行帯と位置づけられること、(3)歴史生物地理学的には中・南琉球の動物相は、屋久島や台湾島のそれよりも独自性が高いこと、を追記した。 ② これらの用語の出現は本項のみのため、脚注に説明を加えました。
2. a. 2. 1. 植物相	42			
2. a. 2. 2. 動物相	54			
2. a. 2. 2. 1. 陸生哺乳類	55	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳之島のアマミノクロウサギ個体群について ・ 削除、あるいは修文してはどうか。 ・ 徳之島南北の個体群間は、歴史的に低レベルだが遺伝的交流があり、それこそが、両個体群の遺伝的多様性の維持に重要だった可能性がある。現場的には、南北の森林間の距離(約1km)や、その間の森林や畑のモザイク的分布、県道で確認される交通事故等から、南北の交流がありそうである。今後、保全対策で生息数増加と分布拡大が起こると、自然に交流が生じる可能性がある。遺伝的分化時間よりも、実際の分断時間はもっと近年と考えられる。 ・ 奄美大島も、南北個体群が4km離れ、遺伝的構造に違いが認められる(実際の分断期間は1970年ごろ以降40-50年間)。これは分断というより、距離による隔離の効果と考えられ、4km程度で遺伝的な類似性が消えていくようである。近年のマングース防除事業の結果、南北のクロウサギの分布拡大が生じ、実際に交流している可能性、あるいは間もなく交流するという状況にある。 	山田委員	● 徳之島のクロウサギ個体群に関する記述について、第2章では徳之島の構成要素が2つに分かれていることの正当性としての説明、第4章は現在の保全状況の説明を意図しています。従って、現状説明のみの記載としています。

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
		修文案： 「なお、徳之島のアマミノクロウサギの遺伝子解析の結果、徳之島(a)と(b)の地域は、近年の分断以前から地域ごとで特有の遺伝構造を有しながら、地域間で遺伝的交流を図ってきたことが示唆されている(Ando et al. 2018)。これは奄美大島においても同様に認められており(Ohnishi et al. 2017)、こうした地域ごとの遺伝的固有性を維持し、本種の保全を図るために、島内の分布の連続性を確保し、孤立小個体群化を防ぐ必要があり、分断化を引き起こす可能性のある人為的要因を取り除くことが重要と考えられている。」		
2. a. 2. 2. 2. 鳥類	60			
2. a. 2. 2. 3. 陸生爬虫類	65	<ul style="list-style-type: none"> ● 頂点捕食者について ・ 奄美、徳之島、沖縄島北部の頂点捕食者には、ヘビ類だけでなく、フクロウや猛禽類もいるのではないか。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここは陸生爬虫類相の説明であり、ハブやアカマタが頂点捕食者であることには変わりないため、現在の書きぶりでもよいと考えます。(なお、2. a. 4. では、「肉食性の哺乳類や定住性大型猛禽類等の高次捕食者がもともといないか、長期間欠落してきた」と記述しています。小型猛禽類のリュウキュウツミやリュウキュウオオコノハズクは留鳥として存在します。)
2. a. 2. 2. 4. 両生類	69			
2. a. 2. 2. 5. 陸水性魚類	74	<ul style="list-style-type: none"> ● 「陸水性魚類」について ① 河口部は「陸水」とは言わないのではないか ● 徳之島の陸生魚類相の特徴に関する記述について ② 「十分な調査が進んでおらず情報不足である」よりもポジティブな書きぶりにすべき。昆虫類の記述も同様。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 河口部を陸水域に含めて問題無いと考えます。本項の種数及び種リストの元文献とした、吉郷英範. 2014.琉球列島産陸水性魚類相および文献目録.では、感潮域や河口域(干潮時に流路が形成されている範囲を基本)を陸水域の対象に含めています。また、沖縄県. 2015. 沖縄県史 各論編1ー自然環境. では、汽水域を陸水環境に含めて論じています。環境省レッドデータブック2014では、生息環境のタイプ区分表の「陸水域」に、ワンド・たまり、汽水域を含んでいます。 ② 指摘を踏まえ、「…情報が不足しているが、今後の調査の進展で確認種数は増える可能性がある」と修正しました(昆虫類も同様)。
2. a. 2. 2. 6. 昆虫	77	<ul style="list-style-type: none"> ● 記述の適正化について ① 「中琉球及び南琉球は、島嶼間の種分化が進行中であり、昆虫類は島ごとの固有亜種が多く見られることが本地域の特徴の1つ」、という記述の意味が分かりにくい。 ② 「遺存固有種であり、近縁種が中国南部からベトナムに分布する。」という書きぶりに違和感。近縁種がないのが遺存固有種ではないのか。 ③ チャイロマルバネクワガタ(西表島)について(土屋委員)ヤンバルテナゴコガネ(沖縄島北部)の説明について。 ④ ヤエヤママルバネクワガタに比べ、記述が少ないのでは。 ⑤ 昆虫の記述を行うのであれば、分かっていることと、分かっていることを整理して書いたほうがよい。アマチュアの地元の人が調べていることも重要であり、それも含めるとよい 	土屋委員 福田委員	<ul style="list-style-type: none"> ① ご指摘を踏まえて修正しました。 ② 「遺存固有種であり、最も近縁な系統は、遠く離れた中国南部からベトナムに分布する」に修正しました。 ③ 情報が少なく、レッドデータブックや他のマルバネクワガタ類も含んだ文献では概ねこの程度しか記述されていない。「幼虫は林床土壌を餌として利用することを写真家の山口進が解明した」、という記述をインターネット等では見かけますが、根拠文献等が見つからない。 ④ アマチュアの方の研究に関する記述を追記しました。
2. a. 2. 2. 7. 陸水性甲殻十脚類	85			

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
2. a. 3. 地史と種分化	88			
2. a. 3. 1. 地史	88	<p>● 地史に関する記述について</p> <p>① 地史に関する記述は有用であり、残すとよい。クライテリアixでの登録をしない場合であっても、背景の説明として重要である。</p> <p>② 地質年代の記載について「中期中新世以前(1,163万年前以前)」等の年代表記が細かいのでは。</p> <p>③ 台湾島の地史の記述場所は現在の位置(琉球列島の地史の説明の後)が適切なのか。</p>	バスチャン氏 土屋委員	<p>① クライテリア ix に関する記述について、できるだけ背景の説明として活かしました。</p> <p>② 国際層序年代表に従った年代表記をしていましたが、一般的に分かりやすくするため、「約〇〇万年前」に統一します。なお、年代を表示した意図は「中新世」等の表記が何万年前を示すのか一般に分かり難いためです。</p> <p>③ 記述場所を比較分析に移しました。</p>
2. a. 3. 2. 地史と陸生生物の種分化	92	<p>● 固有性を表す用語・表現について</p> <p>① 「新固有な状態の系統」や「遺存固有の状態にある」の、「状態にある」という表現が分かりにくい。</p> <p>② 前回の推薦書(和文)で「新固有の状態にある」は、(英文)で「状態にある」という表現をしていない。今回の修正を重視し「状態にある」という意味を強調するなら、英文でも明確に表現する必要があるのではないか。</p> <p>③ 「南琉球の陸生動物相は・・形成されたと考えられる」文章は論理が通っていないので、修正すべきではないか。</p>	米田委員	<p>①② 科学的正確さ、一般的な読みやすさ、英文にする際の簡潔さ等を全体的に考慮して、元の表現に戻しました。</p> <p>③ 修正しました。</p>
2. a. 4. 島嶼生態系への動物の適応進化 1)中琉球－肉食獣のいない中琉球での適応進化 2)南琉球－島嶼の小規模生態系に対する適応進化を遂げた高次捕食者イリオモテヤマネコ	104	<p>● イリオモテヤマネコの山地部利用について</p> <p>・書きぶりとして「低地部と同程度の頻度で確認されている」が良いと思われる。</p> <p>・山地部でも繁殖していることを記載した文献あり。</p>	伊澤委員	<p>・ご指摘を踏まえて修文し、山地部の繁殖についても追記しました。</p>
2. a. 5. 自然資源の利用状況	108	<p>● 人口・世帯数・産業構造について</p> <p>① 人口や世帯数の表から、何らかの特徴や違いに関するコメントは必要ではないか。</p> <p>② 産業別人口割合の横棒グラフ・表の対応(実数、割合等)が判然としないように感じる。また、図 2-22 の挿入位置は説明文の下に置いてはどうか。</p> <p>③ 「自然資源の利用にかかる第1次産業従事者が占める割合は低く、・・・」の記述について</p> <p>▶ 沖縄県の産業(就業)統計 H26、H27 によると、全県的には、第1次産業(4.9%)、第2次産業(15.1%)、第3次産業(80.0%)となっている。北部の25.5%、西表島14.3%の第1次産業従事者割合は、県平均の5倍から2.9倍であり、本文表記との齟齬があるのではないか。</p> <p>▶ やんばる3村のうち、東村の第1次産業従事者割合は41.2%で、県2位。農林業に限っても、38.2%であり、この値も県2位となっている。</p> <p>④ 「どの島も農業従事者の割合が高い」の記述について</p> <p>▶ 「西表島」は他3地域に比べて人口・世帯数が格段に少なく、歴史や社会構造が他の3地域と全く異なること、「奄美大島」の農業従事者割合は、他地域と比べてむしろ特異的(少ない)であること(産業構造が異なる)等から「どの島も・・・割合が高い」の表現は再考すべきでは。</p>	芝委員	<p>①推薦地の人口・世帯数に関しては、基礎情報として事実のみお示しすることとします。</p> <p>②グラフを差替えました。産業別人口は、表が実数で、その島内割合を示したものが棒グラフとしています。図の挿入位置についても調整しました。</p> <p>③ここでは国勢調査の結果をベースに、グラフから読み取れる各推薦地の状況を説明しており、全県や県平均との比較、推薦地内の特定の自治体について述べることは意図していないため現状とさせていただきます。</p> <p>・④グラフから読み取れる各推薦地の情報を説明しています。いただいたご意見のとおり各島の特徴があるかと思いますが、「第1次産業の中では」と前提を示した上で、「どの島も農業従事者の割合が高い」と記述しています。</p>

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
2. a. 5. 1. 農業	109	<p>●4地域の耕作地面積について</p> <p>① 沖縄島北部の3村は、もともと土地利用の状況がそれぞれ異なる(耕地面積、林野割合等)。従って、沖縄島北部を3村の各耕地(田耕地、畑耕地)の単純合計と全体面積から説明するのは無理があるように感じる。</p> <p>② 「耕作地」、「耕地」、「耕地率」などの表記は統一してはどうか(2. b. 1. 沖縄島及び西表島も同様)</p>	芝委員	<p>①ここでは、推薦地を含む各島(地域)の状況を説明することが目的のため、3村の土地利用状況が異なるとしても、「沖縄島北部」という1つの地域としては、合計と全体面積で説明します。</p> <p>②「耕地」に統一しました。</p>
2. a. 5. 2. 林業	110	<p>●沖縄島北部及び西表島の本文と表の整合について</p> <p>① 文章は2014年の統計資料に基づいた数字になっているが、表の数字との不一致があるように感じる。</p> <p>② 表の数字は、北部訓練場(NTA)返還前後で統一された値となっているか?管理形態(所有形態では?)別の割合等、わかりづらいかと思う。</p> <p>③ 沖縄島北部(やんばる3村)の2か所の表記は、一回目の部分だけで良いのでは。</p>	芝委員	<p>① 表に合わせて本文の数値を修正しました。</p> <p>② 奄美大島は企業有地の買収結果を反映しています。沖縄島北部の管理形態別森林面積は、NTA返還前後で変わっていません。なお、一般的には「所有形態別」ですが、沖縄島北部に勅令貸付地(国有林を沖縄県に貸付している)があるため、前回推薦書では、県営(有)林として整理し、表題も「管理形態別」としています。</p> <p>③ 沖縄島北部(やんばる3村)の他に、推薦地を含むやんばる3村の表記があるため、統一します。</p>
2. a. 5. 3. 水産業	112			
2. b. 歴史と変遷	114			
2. b. 1. 歴史	119	<p>●林政・森林管理の変遷について</p> <p>① 歴史的に重要な部分が記載されていないように感じる。</p> <p>➢ 1600年代以降、300年余りの間には、「蔡温の三司官時代の山林管理制度・諸法令公布(杣山、林政八書):1728-1752」、「政琉球処分:1872」、「廃藩置県:1879」、「杣山処分:1906-1908」等、琉球から沖縄県に至る林政・森林管理の重要な変遷があった。主要なものでも簡単でも記述すべきではないか。</p> <p>●コラム6ー地域住民の伝統的な自然・風景認識について</p> <p>② 「生活文化」とあるので、無形文化財だけでなく、自然素材を使った民具や魚毒など、あるいは現在も自然素材を利用して制作される大島紬のような伝統工芸品など、有形の文化にも触れたほうがよいのでは?</p> <p>●推薦に至る経緯について(バスチャン氏)</p> <p>③ 推薦に至るまでの経緯をまとめてHistory of nomination として追加するとよい。</p>	芝委員 宮本委員 バスチャン氏	<p>① 前回推薦書作成のドラフト時点で、林政や森林の利用と管理の変遷は、琉球王府時代から戦後の本土復帰以降まで、「過去の林業に関する経緯」として詳細に記述しましたが、前回推薦書をブラッシュアップする段階で、歴史の記述を全体的に簡潔に整理することとなり、林業については近代を中心に2. b. 2. 2. に整理し、琉球応府時代の森林管理等は、「コラムー杣山制度」に整理しています。</p> <p>② 提案を元に記述を追加しました。</p> <p>③ 提案を元に記述を追加しました。</p>
2. b. 2. 主要産業の歴史	119			
2. b. 2. 1. 農業	119			
2. b. 2. 2. 林業	119			
2. b. 3. 保護地域設定の歴史	121			
2. b. 3. 1. 国立公園の指定・拡張に係る地域住民等との調整の歴史	121			
2. b. 3. 2. 森林生態系保護地域の設定・拡充に係る地域関係者との調整の歴史	126			
2. b. 3. 3. 世界遺産推薦・包括的管理計画作成に係る地域関係者との調整の歴史	128			

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
3. 登録の価値証明	131			
3. 1. a. 資産の概要	132			
3. 1. b. 該当するクライテリア	133	<ul style="list-style-type: none"> ●クライテリア(x)の構成について ・イントロを挿入し、構成を並び替えるとよい。 ●クライテリア(x)の記述について ・クライテリアの記述は絶滅危惧種。なぜ絶滅が危惧されているかの説明がされていない。 ・絶滅危惧種かつ固有種なものがこの地域にあることを最初に膨らませて書く方が分かりやすい。 ・最初の結論的な記述と、最後のまとめ的な記述の書きぶりがやや違うのが気に掛かる。要旨も含めて書きぶりの統一を。 	バスチャン氏 土屋委員 星野委員	・ご指摘を踏まえ、修正・追記等を行いました。
3. 1. c. 完全性の宣言	140			
3. 1. c. 1. 推薦地の範囲	140	・5つの構成要素を選んだ理由が必要。	バスチャン氏	・徳之島の2つの構成要素の特徴について追記しました。
3. 1. c. 2. 資産に対する脅威への対応	141			
3. 1. d. 真正性の宣言	142			
3. 1. e. 保護・管理の要件	142	<ul style="list-style-type: none"> ・散布図は石垣島のラベルを加え、なぜ石垣島が推薦地に選定されなかったのか、文中の説明を参照しやすいようにする。 ・管理体制の図は第5章に移動した方がすっきりする。 	バスチャン氏	・図を修正、移動しました。
3. 2. 比較分析	145	<ul style="list-style-type: none"> ・セクションのはじめにレビューを引き付ける文章がある方がよい。再構成することでより分かりやすくなるだろう。 ・屋久島・小笠原との比較から始めるのは分かりづらい。 ・かけがえのなさ解析の手法については、コラム参照とすればよい。 	バスチャン氏	<ul style="list-style-type: none"> ・バスチャン氏に提示いただいた構成案をもとに修正。 ・かけがえのなさ解析の手法はコラムに記載。
3. 2. 1. 国内比較	147			
3. 2. 1. 1. 既存登録地との比較	147			
3. 2. 3. 3. 2. 1. 2. 琉球列島内の比較	148			
3. 2. 2. 国外比較対象地の選定	149			
3. 2. 4. 推薦地の近隣諸島との比較 3. 2. 2. 1. 推薦地の近隣島嶼	152			
3. 2. 5. 世界的な比較 3. 2. 2. 2. 亜熱帯島嶼の既存登録地	153			
3. 2. 5. 1. 3. 2. 3. 生物の種数に関する比較	153			
3. 2. 3. 1. 1) 維管束植物	155			
3. 2. 3. 2. 2) 陸生哺乳類	156			
3. 2. 3. 3. 3) 鳥類	158			
3. 2. 3. 4. 4) 陸生爬虫類	160			
3. 2. 3. 5. 5) 両生類	162			
3. 2. 5. 2. 3. 2. 4. 生物の多様性のかけがえのなさに関する比較	164			
3. 2. 5. 3. 3. 2. 5. 比較結果のまとめ	167			
3. 3. 顕著な普遍的価値の宣言案		・作業中の「要旨」と同じ内容。3.1.～3.2.が固まった後改訂。		

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
4. 保全状況及び資産への影響を与える諸条件	169			
4. a. 現在の保全状況	170			
4. a. 1. モニタリング対象種の保全状況	170	<ul style="list-style-type: none"> ● 記述の追加について ① 種構成などについての一般的な記述を1パラグラフ分追加するとよい。 ● アマミノクロウサギについて ② 採餌生態の記述について ・ 秋から冬季にスダジイの堅果も採食することを追記。 ③ 徳之島のアマミノクロウサギ個体群について ・ 「2. a. 2. 2. 1. 陸生哺乳類」のご指摘を参照。 ● ノネコについて ノネコ管理計画が先に書かれているが、時系列的には、ノネコの供給源対策としての飼い猫条例を先に書くべき。また、5市町村の条例の制定・改正による、規制内容の強化についての記述も必要。 	バスチャン氏 山田委員 星野委員	<ul style="list-style-type: none"> ① ご指摘を踏まえ追記しました。 ② ご指摘を踏まえ追記しました。 ③ 頂いた修正案を元に事務局で記述案を整理・追記し、石井先生にもご確認いただきました。 ④ ご指摘を踏まえ追記しました。
4. a. 2. 現在の主な脅威と対策	173			
4. a. 2. 1. 外来種の侵入	173	<ul style="list-style-type: none"> ● フイリマングースについて ① マングースによる具体的な影響を記述しなくてよい。 ② 沖縄島北部の記述について。初めての読者は、なぜ中南部からの侵入を防止するのか分からない。 ● ネコについて ③ 奄美大島と西表島は本文中で詳細な説明があるが、徳之島と沖縄島北部は、表による説明のみで、本文中では触れられていない。記述の必要はないか。 ④ 『奄美大島では、関係市町村が「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」を策定するとともに、環境省が2014年にモデル事業として捕獲を行った』、という記述が表4-2の内容と異なる。徳之島のモデル事業としての記述または、奄美大島の生息数推定の記述に修正してはどうか。 ⑤ 西表島でのFIVによる感染症のことが書かれているが、他の3島でもリスクが有ることを踏まえて「等」を追記するなど、記載上の配慮をお願いしたい。西表島以外においても、捕食影響だけではなくて感染症対策が今後は重要となってくると思う。 	土屋委員 山田委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 固有種・希少種を捕食すること、在来の肉食哺乳類を欠く生態系に影響を与えていることを追記しました。 ② 中南部に高密度に生息することを追記しました。 ③ ④とともに、徳之島や沖縄島北部のネコ対策の追記の中で対応しました。 ⑤ ネコ以外へも感染するという点を踏まえ、「希少種への感染等」とし、西表島のヤマネコへの感染は例の一つとしました。
4. a. 2. 2. 交通事故等	177	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路整備状況について ①道路整備状況の表の林道密度は、島面積に対する値と、森林面積に対する値が近いが、不自然ではないか。(沖縄島は森林が無い場所も多いため島面積に対する割合は小さくなるのでは) ● 交通事故件数について ②交通事故件数の増減について、経緯等を説明できるか。ヤンバルクイナは、事故が減少している理由を書けるとよい。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ①沖縄島北部は「島面積」ではなく「やんばる3村の面積」に対する割合です。奄美大島も沖縄島北部も、海岸線付近まで森林が迫る場所が多いため、両者の値が近くても不自然はありません。 ②近年交通事故が減少している要因は、考えられる原因が多岐にわたっており、整理出来ていないため現在は特定出来ていません。
4. a. 2. 3. 違法採集	181	<ul style="list-style-type: none"> ● 林道パトロールについて ①「希少種の保護に一定の効果が上がっている。」という記述、効果を数値で示すことはできないか。 ②国頭村中心の書きぶりだが、大宜味村や東村はどうか。 ③西表島の記述がないのでは。 ● 希少種の密猟・密輸について ④希少種・保護種の密猟・密輸に対し、具体的・効果的な防止対策を取らないまま、観光客(海外からを含む)の増加が予想される世界遺産登録へ進むのは非常に危ういと思われる。 	土屋委員 太田委員	<ul style="list-style-type: none"> ①「不特定多数による立ち入りが防止され、希少種の保護に一定の効果が挙げられている」との記述を再度見直したところ、現状、その効果を示すことは難しいため記述を削除しました。 ②「やんばる地域内で実施」に修正しました。なお、森林組合のパトロールには大宜味村も含まれていますが、東村は林道が少ないことため含まれておりません。 ③竹富町の取組を追記しました。 ④関係省庁及び関係機関等が連携して実効性のある対策を検討・実施していく旨を

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
				追記しました。
4. b. (i) 開発圧力	183	<ul style="list-style-type: none"> ● 2) 外来種の「ノヤギ」について <ul style="list-style-type: none"> ① 「奄美大島では4市町村がヤギ被害防除対策事業を実施し」とあるが、事業が実施されていない1市町村の、遺産地域との関係の有無は？ ● 2) 外来種の「オオキンケイギク」について <ul style="list-style-type: none"> ② 「生育が確認された地域では、県や地域住民、環境省、市町村役場に加え、小中学校や地元ガイド等により、防除と啓発活動が継続的に行われている。」という記述は、何の啓発活動か(防ぐためか、駆除するためか)が読み取れない。 ● 沖縄県における外来アリ類の侵入に対する水際対策について <ul style="list-style-type: none"> ③ 埋立用材への混入等があったときに届出を義務づけているのは防除策だけで、対策を実施することは義務づけていないのか。届出はどこに出すのか。 ● <推薦地を含む4地域の周辺島嶼に侵入していて、今後影響の可能性が懸念されるもの>の②普及啓発について <ul style="list-style-type: none"> ④ 「侵略的外来種の生息・生育及び違法飼養状況の点検と指導を行い…」という記述。本来、違法飼養は無い方がよい。既に存在することが明らかな書きぶりなので、有無を点検している書きぶりにするほうがよい。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ① ノヤギ被害防除対策事業については、実施していない1町村は龍郷町であり、遺産地域には含まれていません。ノヤギ特区には龍郷町も指定されています。 ② オオキンケイギクについては、住民参加による防除作業自体が普及啓発活動として実施され、駆除することと防ぐことの両面の意味で行われています。 ③ 届出は県知事宛に提出する旨を追記しました。届出後の対応については、「事業者からの届出による書類を審査する中で…」の文章で記述されています。 ④ 違法飼養について書きぶりを修正しました。
4. b. (ii) 環境圧力	189			
4. b. (iii) 自然災害と防災措置	190			
4. b. (iv) 世界遺産地域への責任ある訪問	200	<ul style="list-style-type: none"> ● 3) 持続可能な適正利用の推進、①奄美大島・徳之島について <ul style="list-style-type: none"> ① 「鹿児島県では…」の後に、次のような内容の文を加えられないか。 「生物多様性地域戦略の基本方針に加えて、2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組の推進を特別方針として位置付けている」。 ② 「戦略的な推進」とは何か。 	宮本委員 土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ① ご提案の鹿児島県生物多様性地域戦略で示されている記述や方針は、本項で述べている持続的な観光利用だけでなく、さらに幅広い分野を対象としており、ここだけにご提案を追記することには違和感があるため、現行ままとさせていただきます。 ② 修正しました。 ③ 図中の自然観察の森再整備は、「奄美大島内の周辺管理地域への利用分散」、奄美群島ロングトレイルは、括弧内を削除しました。
4. b. (v) 遺産地域及び緩衝地帯内の居住者数				
5. 保護管理	201			
5. a. 土地の所有権	202	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地所有の割合について <ul style="list-style-type: none"> ①表5-1の単位が全てに記載されているが、ここまで細かく記載する必要があるのか。 ● 推薦区域内の企業有地の公有地化に関する記述について <ul style="list-style-type: none"> ①「環境省は、今後も継続して公有地化のための予算確保に努めている」という文章の、「予算確保」という文言に違和感あり。書かなくてもよければ消去するか、「環境省は、残りの土地についても公有地化に務める」等、簡潔な文がよい。 	芝委員 宮本委員	<ul style="list-style-type: none"> ①区域確定後、表の記載を修正します。割合を削除して記載する予定です。 ②削除しました。
5. b. 保護指定	202	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護地域の地図について <ul style="list-style-type: none"> ①沖縄島北部の地図について、NTAの位置を示す地図は5章に掲載するのが適当。 ②奄美大島の地図を見ると、他の島の地図と比較すると 	バスチャン氏 石田委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 区域確定後に修正します。 ② 地図の縮尺を工夫します。

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
		面積が狭く感じてしまうので、表現を工夫してほしい。		
5. c. 保護措置と実施方法	221			
5. c. 1. 奄美群島国立公園、やんばる国立公園、西表石垣国立公園	221	● 実効性のある保護担保について ・警察との協力などを含めて、実効性のある保護担保の体制について記載すべきである。	太田委員	・法に基づく制度は記載済みのため、第4章の違法採集の параグラフに追記します。
5. c. 2. 奄美群島森林生態系保護地域、やんばる森林生態系保護地域、西表島森林生態系保護地域	224			
5. c. 3. 国指定鳥獣保護区	224			
5. c. 4. 国内希少野生動植物種	226			
5. c. 6. 外来種対策に係る制度	227	● 侵略的外来種対策にかかる文章について ① 「侵略的外来種対策としては、…拡散を防止することとしている。」まで、文章が長く、主語と述語が一致していない。 ② 「また、2015年に策定された…これも踏まえ対策を進める。」も、1つの文章が長すぎる。	土屋委員	①②修正しました。
5. c. 7. 北部訓練場の自然環境保全に関する米側との協力	227			
5. d. 推薦地のある地域に関する計画	229			
5. e. 資産管理計画(またはその他の管理システム)	236	① 分断された飛び地について除外すべきというIUCNの指摘は古い考え方である。実際は飛び地も生態系の維持という観点から大事である。ネットワークで管理できることを示せないか。 ② 徳之島の北部と南部の間の分断しているエリアについて、南北のアマミノクロウサギの遺伝的交流を図るため、周辺管理地域の中にも特に注目して保全すべき重点地域である旨、記載できないか。	石田委員 山田委員	① 緩衝地帯の記述の中で、除外する飛び地についても引き続き特保・1特として保護管理を図っていく点、メタ個体群保存の観点から推薦地の価値及び完全性に貢献している点を記載しました。また、周辺管理地域の記述の中においても、推薦地の価値の保全に貢献している旨を記載しています。 ② 第2、3、4章において、南北の個体群がそれぞれ遺伝的特徴を有している点を記載しました。なお、保全に関する具体的な行動については、地域別行動計画に反映できるよう検討を進めています。
5. e. 1. 推薦地の管理計画	236	● 管理計画の対象範囲の記述について ① 「OUVの将来的な維持」とは何か？ 将来のみでよいとは思われない。次ページにも同じ表現がある。 ② 「管理計画の対象範囲の詳細」の沖縄島北部の記述で、「推薦においては完全性の要件を満たさずOUVに該当しない小規模な地域ではあるが」という記述は必要か。 ③ 周辺管理地域へと名称が変更されているが、元々の「周辺地域」が設定されていた意義の一つに、地域との共生を大切にするという考え方があると認識していた。世界遺産において、地域の将来の持続的発展に寄与するという視点を加える必要があるのではないか。	土屋委員 花井委員	① 「将来的な」を「将来にわたる」に修正しました文。(包括的管理計画での書きぶりに揃えました) ② この記述を除くと、古生層石灰岩地を前回の推薦区域からなぜ外したかが分からないこと、また、「学術的価値があるのなら推薦区域に含めればよい」という指摘が予想されることから必要と考え、記載しています。 ③ ここでは自然環境の保全に貢献するという視点での記載をしているため、ご指摘の視点については管理計画に記載することとします。
5. e. 2. 推薦地の全体的管理 1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地域連絡会議/地域部会 2) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会	240	① この委員会のもっとも重要な役割の一つは価値の評価と理解している。この記述は管理面に偏っていて奇妙(このあたりは管理の記述であるので工夫が必要) ② 具体的に、この4島が、シリアル資産として重要であるという記述ができていない。各島の管理対象範囲の中で、4島で共通して出てくる種群の種名を出す等の工夫が必要。	太田委員 石田委員	① 書きぶりを修正しました。 ② シリアル資産の重要性については、第1～3章の中で十分説明出来ているものと思料します。
5. e. 3. 各島の現場レベルの日常管理	241	● 文章表現の適正化について ・「OUVに関わる属性種」は説明不足。	土屋委員	・ 指摘を踏まえ「顕著な普遍的価値の属性である固有種及び絶滅危惧種」に修正しました。

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
5. f. 資金源と規模	243			
5. f. 1. 環境省	243			
5. f. 2. 林野庁	243			
5. f. 3. 文化庁	243			
5. f. 4. 鹿児島県	244			
5. f. 5. 沖縄県	244	<ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄振興特別推進交付金について ・ (国費8/10・県費2/10)という記述があるが、交付金は国費ではないのか? 「県費1/2」という言い方が理解困難。 	土屋委員	
5. f. 6. 市町村	2451			
5. g. 保護管理技術の専門性、研修の提供者	247	<ul style="list-style-type: none"> ● 「研修の提供者」について ・ 項目の表現が奇妙。「研修の提供者」とは何か? 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦書中の項目は、作業指針別添の推薦書書式で示された表記に従っています。推薦書書式では、「推薦地に対して国の管理当局あるいはその他の機関から提供される専門的助言や研修機会について記す」、と記述されており、ここでは「専門的助言」が「業務遂行のための検討会」が相当し、「研修機会」に対しては、「5. g.6. 市町村」で記述されている、「エコツアーガイドの初期段階育成研修」等が相当すると考えます。
5. g. 1. 環境省	247			
5. g. 2. 林野庁	248			
5. g. 3. 文化庁	248			
5. g. 4. 鹿児島県	249			
5. g. 5. 沖縄県	249			
5. g. 6. 市町村	250			
5. g. 7. 大学等	252			
5. h. 来訪者のための施設とインフラストラクチャー(ビジター施設と利用状況)	252			
5. h. 1. 主な利用拠点 現地の博物館やビジターセンター	252			
5. h. 1. 1. 野生生物保護センター	252			
5. h. 1. 2. 重要利用拠点 重要関連施設	254	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要利用拠点の表について ・ 島の名前のみで説明不足。「内容」「地域区分」等記述。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘を元に修正しました。
5. h. 2. トレイルやガイド、看板、出版物による解説	254			
5. h. 2. 1. トレイル等	254			<ul style="list-style-type: none"> ・ 5. h. 1. 2.と同様、「施設名」、「内容」、「地域区分」の表の見出し行を追加しました。
5. h. 2. 2. ガイド、看板、出版物による解説	256			
5. h. 3. 宿泊施設	260			
5. h. 4. レストラン、飲食店など	260			
5. i. 資産の公開・広報に関する戦略と事業	261			
5. j. 職員規模と専門性	261			
6. モニタリング	265	<ul style="list-style-type: none"> ● 写真説明 ・ アマミアワゴケの学名は、<i>Nertera yamashitae</i>から <i>Ophiorrhiza yamashitae</i>に変更になっているので訂正すべき。 	横田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦書の修正にあたり、ページレイアウトの関係上写真を削除することとしました。他ページ等で使用する際は修正いたします。
6. a. 保全状況の主要指標	265	<ul style="list-style-type: none"> ● 本文の記載について ① フラッグシップとは何か。分かりづらい。 ● モニタリングの主要指標について ② 指標種のリストは充分である。確実に継続可能であるとの見込みは現在無いが、表を掲載することに 	バスチャン氏 土屋委員 芝委員 米田委員 山田委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 修正しました。 ③ 現在、奄美大島で防除事業を実施しているのは環境省のみ。奄美大島のマングース対策の初期の情報(表6-2:鹿児島県(1996~2000))を考慮す

章・項目	ページ (見直し版)	指摘事項の概要	委員	対応方針
		<p>問題はないと思う。</p> <p>③ 「マングース」の情報保管機関(実施機関)に、「鹿児島県」は含まなくてよいか。</p> <p>④ 高頻度化する豪雨や大型台風による植生攪乱を広域的に捉え、保全に反映する事が重要。衛星情報などを活用したモニタリングシステムの構築も必要ではないか。</p> <p>⑤ 「主要指標に加え補助的に利用可能な指標」の表と説明文章が削除され、遺産価値の指標がフラッグシップ3種だけになった。他の分類群や島嶼で共通する種類も指標として加えるべきではないか。</p> <p>⑥ 推薦書p.3の表6-1について、「保全利用協定締結事業所数」が入ったことはよい。観光利用では管理も重要だが、むしろ運用状況などは量より質である。例えば、内容の部分に保全利用協定の運用状況を入れたらよい。</p>	田中委員	<p>るのであれば、追記が必要。</p> <p>④ 今後のワーキンググループ等でのモニタリング計画で引き続き検討します。</p> <p>⑤ ワーキンググループでのモニタリング計画の議論も踏まえて対応。</p> <p>⑥ 「保全利用協定」は沖縄県の制度のため、地域毎の自主ルールにも対応できるように「等」を加えました。</p>
6. b. モニタリングのための行政措置	267	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要指標等を対象としたモニタリング…」という記述は、「主要指標種の生息状況などを対象」という記述ではないか(これは指標が生物だけではないので丁寧な記述が必要)。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要指標には生物以外も含まれていることも踏まえ、修正しました。
6. c. 過去の調査結果	268			
7. 資料	273			
7. a. 写真、スライド等資料	274			
7. b. 保護指定、遺産管理計画のコピー及びその他関連計画の抜粋	275			
7. c. 最新の記録の形式と日付	275			
7. d. インベントリー、過去の記録等の保管場所	277	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名の「過去の記録」は「インベントリー」に含まれるのではないか。 	土屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名は作業指針の推薦書フォーマットの項目名に合わせており、このように記載されています。
7. e. 参考文献	278			
8. 管理当局の連絡先	313			
8. a. 推薦書作成者	314			
8. a. 1. 環境省	314			
8. a. 2. 林野庁	314			
8. a. 3. 鹿児島県	314			
8. a. 4. 沖縄県	314			
8. b. 公式現地管理当局	315			
8. c. その他の現地期間	318			
8. d. 公式ホームページアドレス	320			
9. 締約国代表者署名				